

◆ 12月相談受付分のまとめ

先月は1,600件を超える相談が寄せられました。そのうち、70歳以上の方からの相談は約240件でした。(1月5日調べ)

アダルトサイトの架空・不当請求や、水産物の送り付けなどの悪質商法が上位を占める結果となっています。

悪質商法の手口については、「[大阪市消費者センター悪質商法手口説明・相談事例集](#)」をご参照ください。



順位	商品別分類	詳細
1	運輸・通信サービス	架空・不当請求、回線契約 等
2	土地・建物・設備	賃貸住宅、リフォーム、水道工事 等
3	食料品	健康食品、水産物の電話勧誘・送りつけ 等
4	教養娯楽品	携帯電話、新聞購読、パソコン 等
5	金融・保険サービス	生命保険、投資(株・証券など) 等

また、水道工事に関するご相談では、悪質な事業者は消費者の不安につけこみ、不必要な工事や修理をさせて高額な費用を請求するケースがありました。急ぎで依頼するときであっても、出張費用の有無や見積費用、作業日程や内容などを確認し、メモを取るなどして記録を残すようにしましょう。

漏水等が激しい場合には配水管の元栓を閉めるなど、応急処置でしのぐことも考えましょう。

おかしいな?と思ったら、一人で悩まず、大阪市消費者センターまでご相談ください。

◆ 「新聞の購読契約」～家族の方からの相談より～



別居している認知症の母の件。様子を見に行くと、新聞が2紙入っていた。本人に確認しても契約した覚えもないし、契約書もない。販売店に事情を説明しても「履行義務がある」と言って解約に応じない。本日、販売店の責任者と面談の予定だが、どのように対応したらいいかという相談が入りました。

販売店は契約書のコピーを保管しているので、景品の内容も含めて確認するとともに、契約者が認知症であり、判断能力が不足している状態での契約であることを十分に説明し、解約に応じるよう交渉してはどうかと助言しました。

新聞の購読契約に関する相談は年間通じて多く寄せられているところです。こうした状況を受けて、新聞公正取引協議会・日本新聞協会販売委員会は[新聞販売のルール](#)として「[新聞の訪問販売に関する自主規制規約](#)」を設けていますので、ご確認ください。

契約に関して不安に思うことがあれば、大阪市消費者センターまでご相談ください。

高齢者の場合、被害にあっていないことに気付いていない場合や、誰にも相談したくないといった特徴がありますので、家族や周りの方の気づきや見守りが被害防止の重要なポイントとなります。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

メインキャラクター
エルちゃん

●消費生活相談専用電話：6614-0999

(大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く)

